

- 鹿児島県子ども・子育て支援事業支援計画」の点検, 評価, 見直しについて ... 7-1

- (参考) 子ども・子育て支援法 ... 7-2

- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針 ... 7-4

- 教育・保育施設の状況 ... 7-5

- 保育所等の待機児童数の推移 ... 7-6

- 重点項目
- ① 市町村子ども・子育て支援事業計画の確保方策(利用定員総数)に係る令和2年度計画と実績の比較について ... 7-7

- ② 認定こども園における教育・保育の一体的提供と推進体制 ... 7-17

- ③ 地域子ども子育て支援事業の推進 ... 7-25

「鹿児島県子ども・子育て支援事業支援計画」の点検、評価、見直しについて

1 計画の達成状況の点検、評価、見直し

計画の達成状況の点検、評価、見直しについては、県子ども・子育て支援会議の意見を踏まえながら、次のように対応する。

(1) 点検、評価

各年度において、計画に基づく施策の実施状況等について点検、評価を行い、その結果を公表する。

(2) 見直し

市町村においては、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村計画の見直しを行うこととなっているが、県においては、市町村計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行うこととする。なお、この場合において見直し後の計画の期間は、当初の計画期間とする。

2 点検、評価の実施方法

- 毎年度の点検・評価については、個別の進捗状況（アウトプット）を中心に、計画と進捗状況の乖離の有無、また、乖離があった場合は市町村とともにその対応策を検討する。
また、計画全体の成果（アウトカム）については、計画期間中の一定時期に点検・評価を実施する。
- 点検、評価項目については、かごしま子ども未来プラン2020第6章「子ども・子育て支援新制度の推進」が標記計画になっていることから、下記の各項目を重点的に点検、評価することとする。

〈重点項目〉

- ① 教育・保育の量の見込み及び確保方策
- ② 認定こども園における教育・保育の一体的提供と推進体制
「特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上」を含む。
- ③ 地域子ども・子育て支援事業の推進

※ なお、① 教育・保育の量の見込み及び確保方策に係る点検、評価については、市町村の現状を把握する必要があるため、各市町村において実施する子ども・子育て支援会議の意見を踏まえた点検・評価の結果に基づき実施することとする。

(参考)

○ 子ども・子育て支援法

第五章 子ども・子育て支援事業計画

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3～6 (略)

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(都道府県子ども・子育て支援事業支援計画)

第六十二条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 二 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 三 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項
- 四 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項
- 五 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項
- 六 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項

3・4（略）

5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

6（略）

- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針
(平成二十六年七月二日内閣府告示第百五十九号)

(教育・保育の見込みについて)

なお、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に当たっては、市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を都道府県設定区域ごとに集計したものを基本として、これを更に都道府県全域で集計した結果が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画における見込みの数値と整合性がとれるよう、一の2(三)のに基づき都道府県は市町村に、一定期間ごとに報告を求める等の連携を図るとともに、広域的な観点から市町村子ども・子育て支援事業計画を調整する必要があると認められる場合には、十分な調整を図ること。

(基本指針第三「子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項」四「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項」2「各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項」(抜粋))

(点検及び評価について)

市町村及び都道府県は、各年度において、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況(教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。)や、これに係る費用の用途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施すること。この場合において、公立の教育・保育施設に係る施策の実施状況等についても、その対象とする必要があることに留意が必要である。この際、この一連の過程を開かれたものとするため、地方版子ども・子育て会議を活用することが望まれる。

評価においては、個別事業の進捗状況(アウトプット)に加え、計画全体の成果(アウトカム)についても点検・評価することが重要である。子ども・子育て支援の推進においては、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要であり、このような取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検及び評価を行い、施策の改善につなげていくことが望まれる。

法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、(略)当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しを行うこと。なお、この場合において見直し後の子ども・子育て支援事業計画の期間は、当初の計画期間とすること。

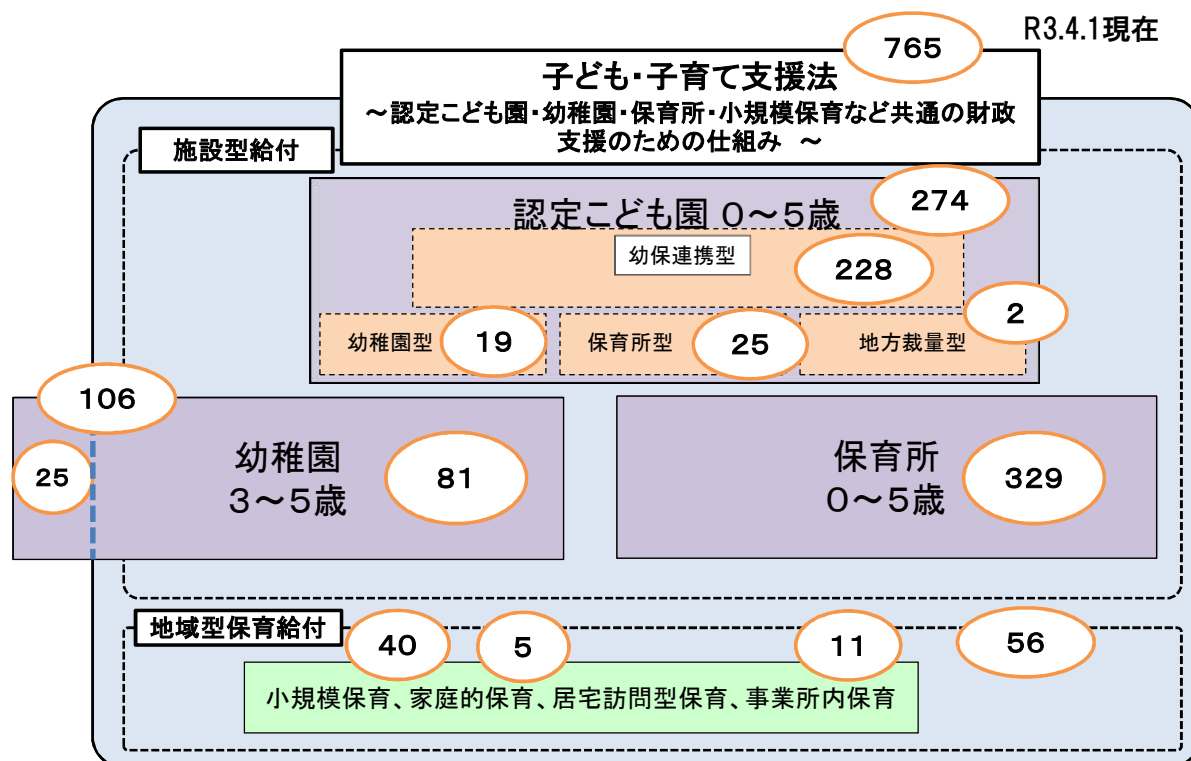
(基本指針第三「子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項」六「その他」3「子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価」(抜粋))

教育・保育施設の状況

施設種別	R2.4.1 施設数 (A)	R3.4.1 施設数 (B)	施設数増減 (B)-(A)
認定こども園	252	274	22
幼保連携型	204	228	24
幼稚園型	20	19	-1
保育所型	26	25	-1
地方裁量型	2	2	0
認定こども園でない幼稚園 ※	108	106	-2
認定こども園でない保育所	349	329	-20
地域型保育事業	56	56	0
小規模保育	39	40	1
家庭的保育	5	5	0
事業所内保育	12	11	-1
居宅訪問型保育	0	0	0
合計	765	765	0

(注) 上記施設数には、分園は含まない。

※ 未移行幼稚園を含む。



保育所等の待機児童数の推移

【待機児童の定義(厚生労働省)】

○保育所等利用待機児童

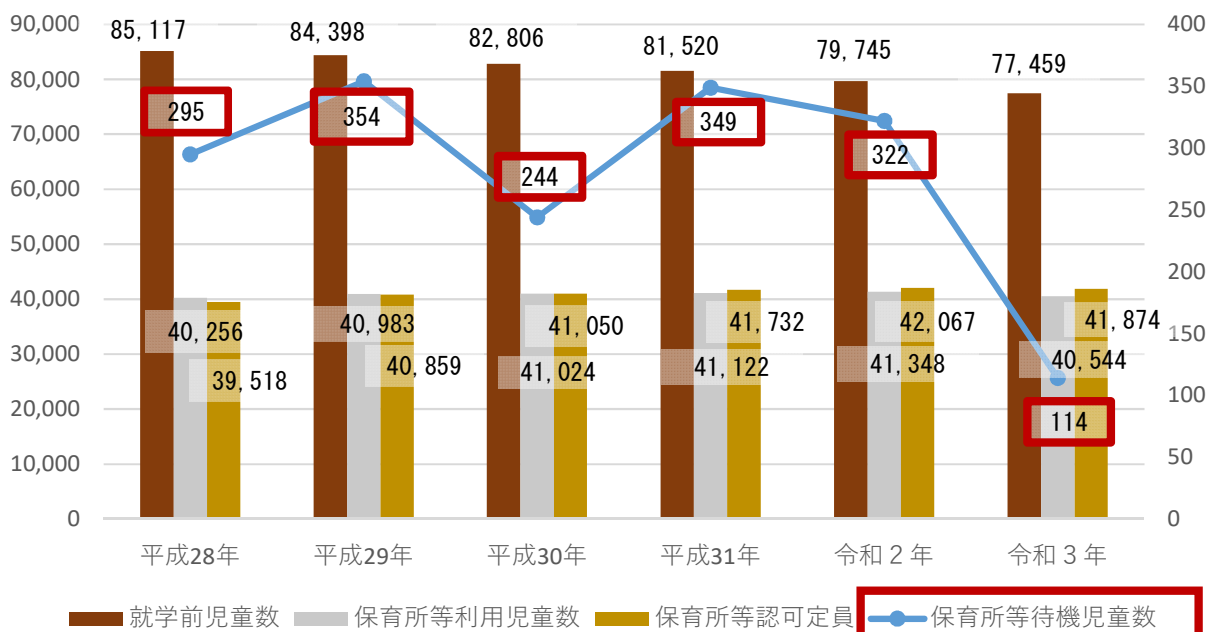
調査日時点において、保育の必要性の認定(2号又は3号)がされ、特定教育・保育施設(認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。)又は特定地域型保育事業の利用の申込がされているが、利用していないもの

: 特定教育保育施設〔保育所、認定こども園(保育所機能部分)、幼稚園(一時預かり(幼稚園型)又は預かり保育の補助を受けている施設)〕

: 地域型保育事業〔小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育〕

(企業主導型保育事業等を利用している児童等は待機児童から除く。)

本県の保育所等待機児童数の推移(各年4月1日時点)



1 市町村子ども・子育て支援事業計画の確保方策(利用定員総数)に係る令和2年度計画と実績との比較について

全体

(1) 確保方策(利用定員総数)の令和2年度計画と実績に差が小さい市町村

① 待機児童あり(R3)	2 市	出水市, 始良市
② 待機児童なし	28 市町村	鹿屋市, 枕崎市, 阿久根市, 指宿市, 垂水市, 日置市, いちき串木野市, 奄美市, 南九州市, 伊佐市, 三島村, 十島村, 長島町, 湧水町, 大崎町, 錦江町, 南大隅町, 肝付町, 南種子町, 屋久島町, 大和村, 宇検村, 龍郷町, 喜界町, 徳之島町, 天城町, 和泊町, 知名町

(2) 確保方策(利用定員総数)の令和2年度計画と実績に差が大きい市町村

※乖離率±10%以上であって, 乖離の実数が10人以上の市町村
 ※乖離率±10%未満であって, 乖離の実数が50人以上の市町村

① 待機児童あり(R3)	2 市	鹿児島市, 南さつま市
② 待機児童なし	11 市町	西之表市, 薩摩川内市, 曾於市, 霧島市, 志布志市, さつま町, 東串良町, 中種子町, 瀬戸内町, 伊仙町, 与論町

個別

(1) 確保方策(利用定員総数)の令和2年度計画と実績に差が小さい市町村

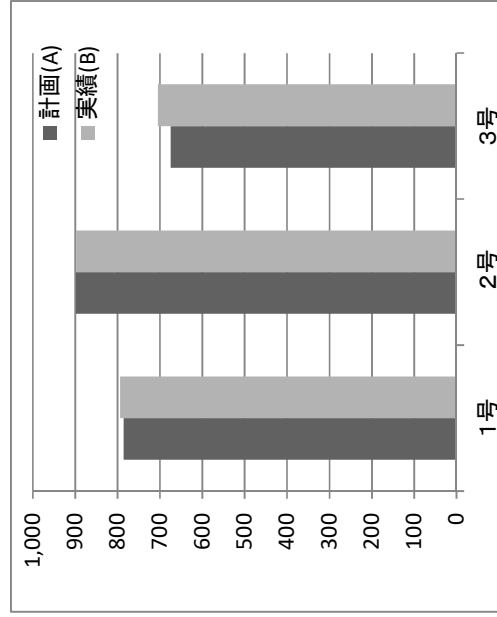
※確保方策は、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用定員として、各市町村が設定したもの

※整備実績及び整備計画は、整備を行った年度の確保方策に反映されるものと次年度の確保方策に反映されるものがある。

① 待機児童あり

○ 出水市 待機児童14人 (R3.4.1現在)

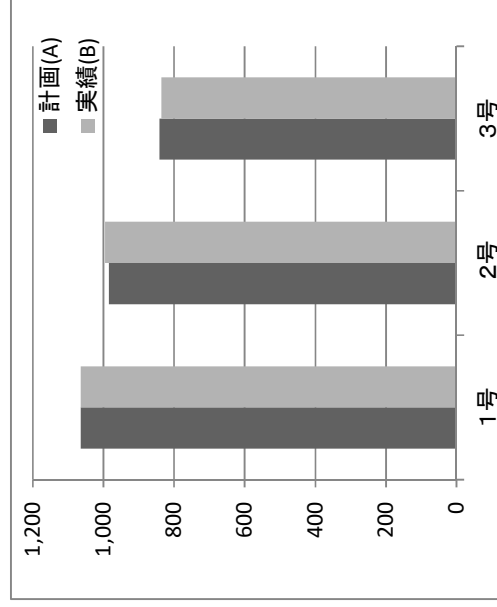
	1号	2号	3号
計画(A)	786	899	675
実績(B)	794	898	705
(B)-(A)	8	▲1	30



計画的に利用定員の確保を図っているが、保育ニーズが増加し、待機児童が発生している状況である。
次年度以降も園舎の整備を計画しており、利用定員の確保を図る。

○ 始良市 待機児童17人 (R3.4.1現在)

	1号	2号	3号
計画(A)	1,065	985	842
実績(B)	1,065	995	836
(B)-(A)	0	10	▲6



概ね計画通りに受け皿整備が進んでいる。

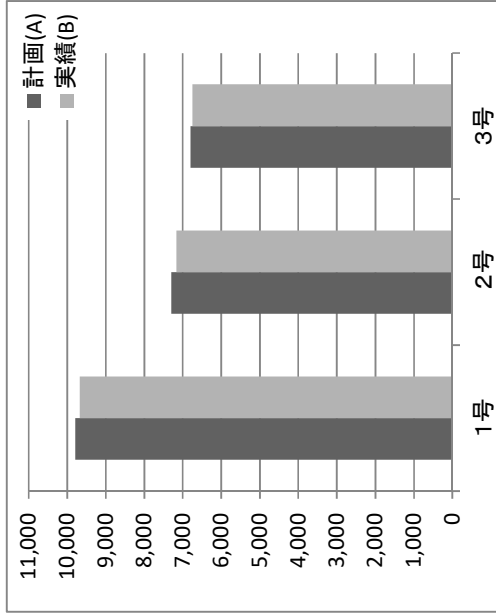
(2) 確保方策(利用定員総数)の令和2年度計画と実績に差が大きい市町村

※確保方策は、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用定員として、各市町村が設定したもの
 ※整備実績及び整備計画は、整備を行った年度の確保方策に反映されるものと次年度の確保方策に反映されるものがある。

① 待機児童あり

○ 鹿児島市 待機児童82人 (R3.4.1現在)

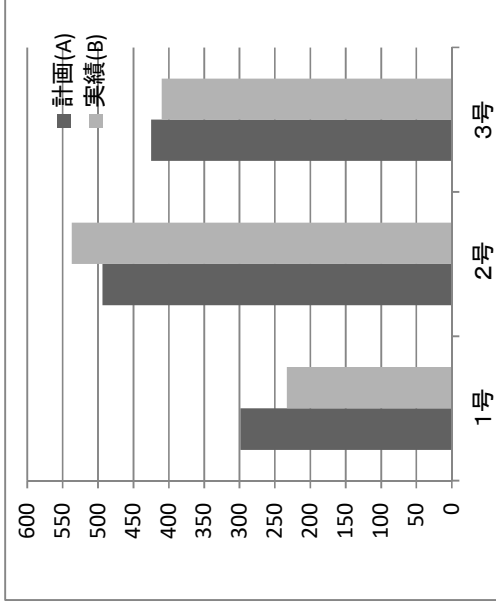
	1号	2号	3号
計画(A)	9,795	7,303	6,797
実績(B)	9,675	7,168	6,749
(B)-(A)	▲ 120	▲ 135	▲ 48



・保育士等の不足により、依然として待機児童の解消には至っていないことから、事業計画に基づく既存施設を活用した定員増により、利用定員の拡大を図るとともに、関係機関と連携した保育士等確保事業や保育士・保育所支援センターによる潜在保育士の掘り起しなど、職員確保に積極的に取り組み、早期の待機児童解消を図る。
 ・令和2年度は、保育所の定員増等により、2号69人、3号131人増。
 ・令和3年度は、利用定員を2号181人、3号99人増やす予定。

○ 南さつま市 待機児童1人 (R3.4.1現在)

	1号	2号	3号
計画(A)	299	494	425
実績(B)	233	537	410
(B)-(A)	▲ 66	43	▲ 15



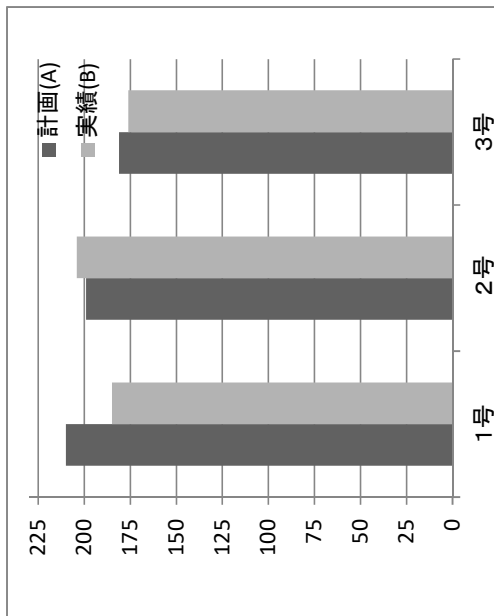
1号利用の乖離については、コロナの影響で集団生活を避けたことや、2号利用の乖離にも見られるように、教育ニーズより保育ニーズの高まりが見られたことが影響している。
 また、3号利用も育児明けのニーズの高まりから、0-1歳児の受入増加が見られるものの、3号利用全体としては計画どおりに利用された。
 次年度は、この動きの変化を一時的なものか見極めるため、確保方策の変更は行わず、利用調整で対応できると思われる。

(2) 確保方策(利用定員総数)の令和2年度計画と実績に差が大きい市町村

② 待機児童なし

○ 西之表市

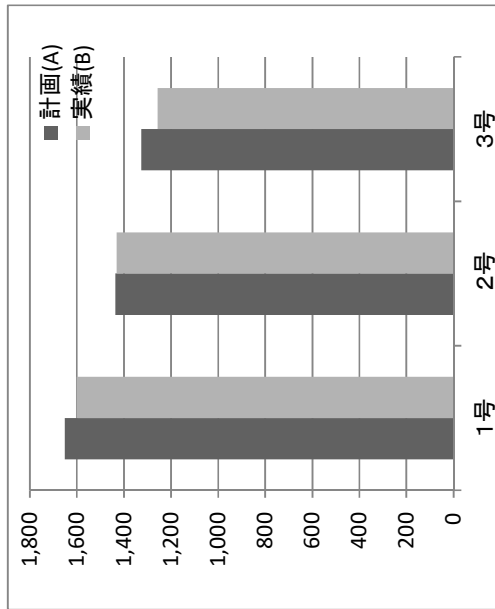
	1号	2号	3号
計画(A)	210	199	181
実績(B)	185	204	176
(B)-(A)	▲ 25	5	▲ 5



幼稚園の利用定員の減少及び認定こども園の定員の見直しにより1号定員が減少した。今後、保育所の認定こども園移行により1号定員増加予定。

○ 薩摩川内市

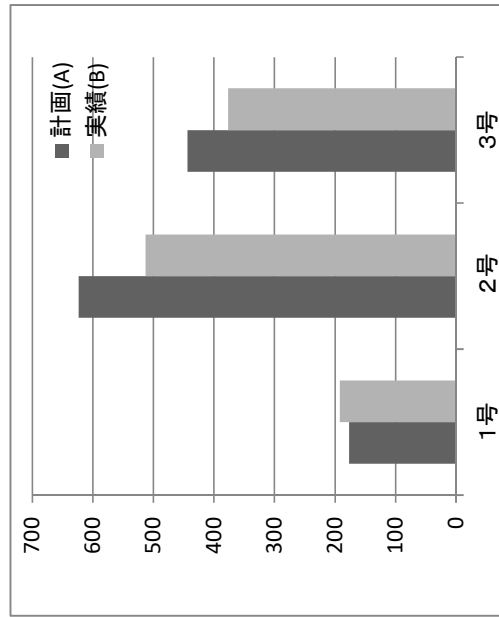
	1号	2号	3号
計画(A)	1,652	1,437	1,326
実績(B)	1,602	1,432	1,258
(B)-(A)	▲ 50	▲ 5	▲ 68



年度当初における待機児童は発生していないが、年度途中からの育休復帰等による利用申込者が増加し、年度途中の入所が困難なケースがある。申込児童の年齢も低下傾向にあり、それに伴う保育士確保が課題である。

○ 曾於市

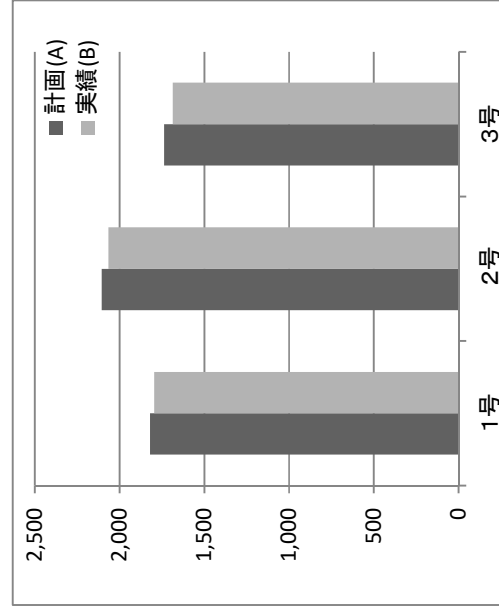
	1号	2号	3号
計画(A)	177	624	444
実績(B)	192	513	377
(B)-(A)	15 ▲	111 ▲	67 ▲



想定していたより教育ニーズが増えたため、1号定員の増員と2・3号定員の減員を実施した。R3年度から新製の幼保連携型こども園が開園したため、乖離幅は減少すると考えられる。

○ 霧島市

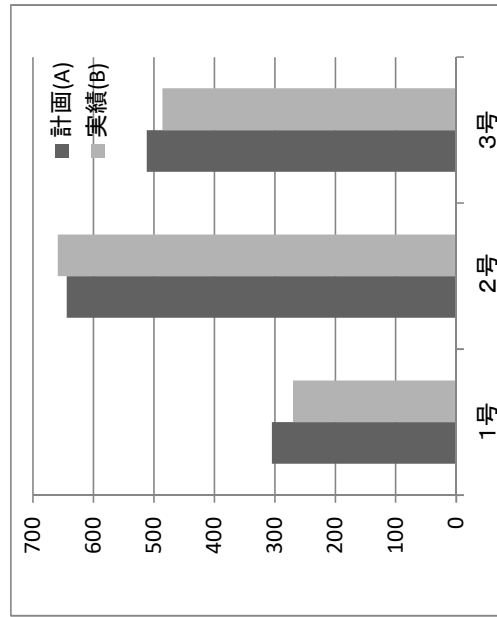
	1号	2号	3号
計画(A)	1,820	2,106	1,738
実績(B)	1,795	2,065	1,687
(B)-(A)	▲ 25	▲ 41	▲ 51



コロナウイルス感染状況を受け、一時的に、3号認定の対象者の利用控えが生じている。

○ 志布志市

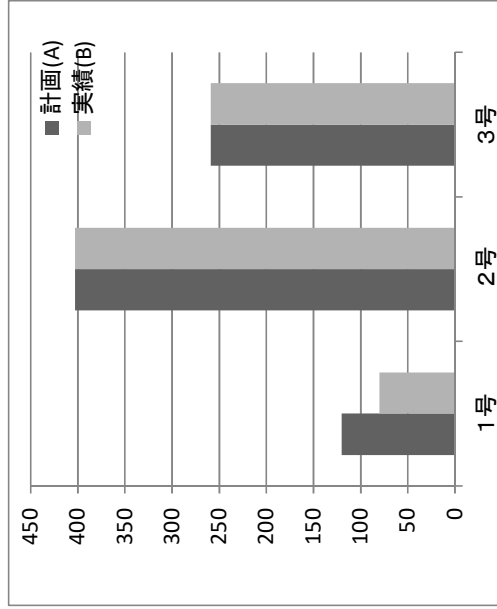
	1号	2号	3号
計画(A)	305	644	512
実績(B)	270	659	486
(B)-(A)	▲ 35	15	▲ 26



教育ニーズの減少に伴う利用者の減少のため。

○ さつま町

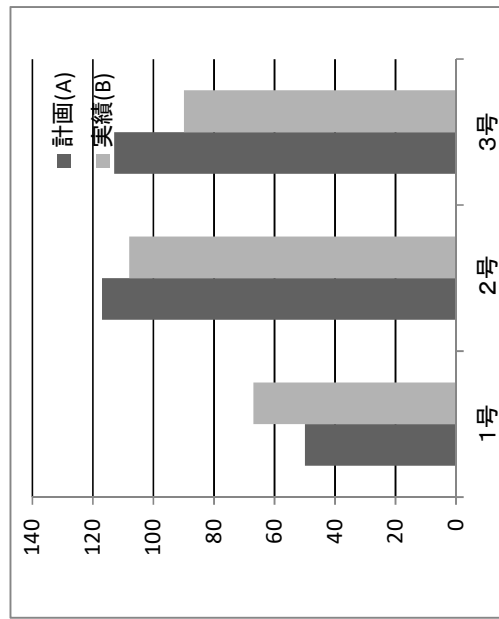
	1号	2号	3号
計画(A)	120	403	259
実績(B)	80	403	259
(B)-(A)	▲ 40	0	0



募集停止した公立幼稚園の定員数を含んでいたため(募集停止した公立幼稚園があり、利用定員が減少したため)。

○ 東串良町

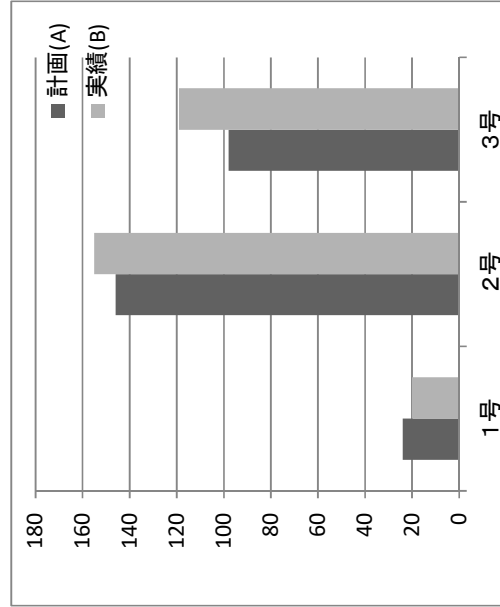
	1号	2号	3号
計画(A)	50	117	113
実績(B)	67	108	90
(B)-(A)	17 ▲	9 ▲	23 ▲



教育ニーズの必要性を考慮するとともに、定員見直しを協議する。
1歳児の入所希望が見込数を下回ったため、今後においては過去の入所実績、対象者数を勘案し算定する。

○ 中種子町

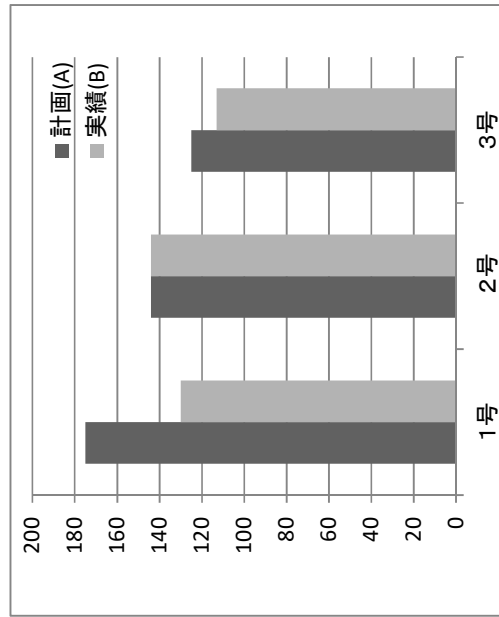
	1号	2号	3号
計画(A)	24	146	98
実績(B)	20	155	119
(B)-(A)	▲ 4	9	21



確保方策として掲げた人数よりも共働き世帯が増えた(保育ニーズが増えたため)。

○ 瀬戸内町

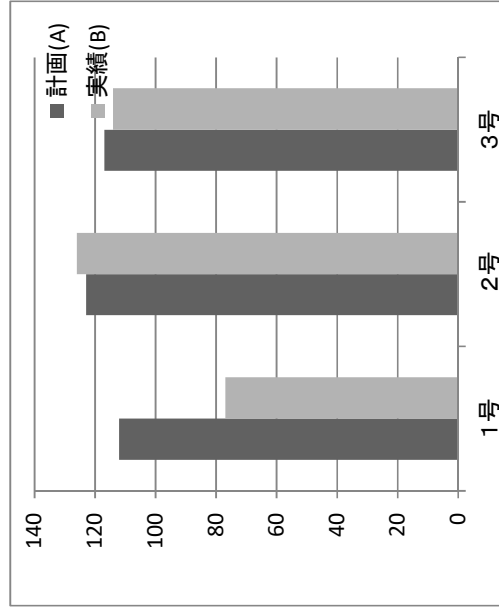
	1号	2号	3号
計画(A)	175	144	125
実績(B)	130	144	113
(B)-(A)	▲ 45	0	▲ 12



公立幼稚園において3年保育の実施に伴い利用者増加を見込んで計画を入力したが、予想よりも利用者が増えなかった。

○ 伊仙町

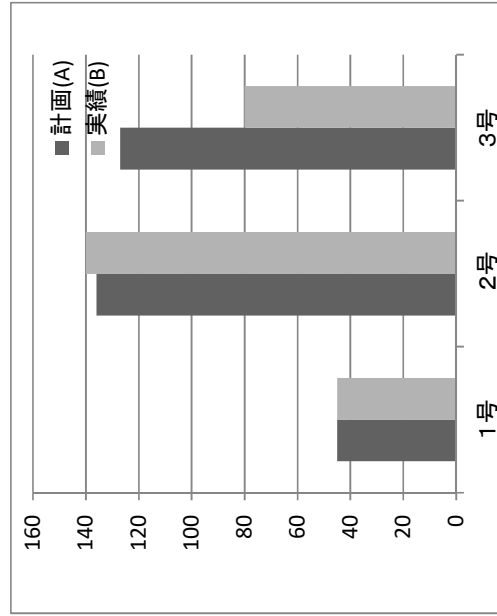
	1号	2号	3号
計画(A)	112	123	117
実績(B)	77	126	114
(B)-(A)	▲ 35	3	▲ 3



保育ニーズの上昇により、教育ニーズが減少し、定員割れの圏があるため。今後の対策としては、認定こども園への移行等を進め、保育ニーズに対応することにより、利用調整を行っていく。

○ 与論町

	1号	2号	3号
計画(A)	45	136	127
実績(B)	45	140	80
(B)-(A)	0	4	▲ 47



令和3年度より町立こども園を1園閉園した。2号定員については、利用定員を増やしたが、3号定員については、出生数が減少し、二一ズが減ったこともあり、利用定員を増やさなかったため減少した。

各市町村における待機児童発生理由及び解消に向けた取組

市町村	待機児童数		待機児童が発生している理由	待機児童解消に向けた取組
	R2.4.1	R3.4.1		
鹿児島市	216	82	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就学前児童数及び保育所等の入所申込児童数は減少しているものの、子どもを預けて就労したいと希望する保護者の保育需要は高い状況が続いている。 ○ 大部分の地区においては、保育士不足等により入所率が減少することで待機児童が発生している。なお、令和2年度において、待機児童の半数以上を占めていた谷山地区では、入所率が増加し、待機児童が大幅に減少している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育士・保育所支援センター運営事業(市保育園協会に運営委託)の実施 ○ 保育士養成施設の学生の保育所等への就労の促進(関係機関と連携した保育士確保事業) ○ 職場定着を図るための保育士の宿舍借上げ費用を補助 ○ 保育士等の配置特例の活用(朝夕等の時間帯の配置特例、幼稚園教諭等の活用、加配人員に係る配置特例) ○ 若年層の情報発信として、リーフレット等の作成やSNS・動画サイトを活用(関係機関と連携した保育士確保事業) ○ 保育士資格を有しない者への資格取得支援事業の実施(国庫補助の活用) ○ 第2期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画に基づく既存施設の定員増
出水市	15	14	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設定員の弾力により受入れを依頼しているところだが、申込者数に対する受入れが足りていないため。 ○ 低年齢からの保育希望者が多く、また例年弾力化を行っているため、各年齢の受入れ枠が少なくなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所の整備を行い、利用定員を増やしている。令和3年度においては、既存施設と新規施設の整備を各1園行っている。
南さつま市	0	1 <small>※6月 解消済</small>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育士等の人材不足から施設の受入が得られない。 ○ 身体的に配慮が必要な児童の受入が得られない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定の地域における慢性的な定員超過の解消。 ○ 保育士等の人材確保。
始良市	91	17	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育ニーズの受け皿不足。 ○ 保育士不足。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今年度新たに幼保連携型認定こども園を1施設整備する計画で、令和4年4月より開所予定。 ○ 保育士確保のための合同説明会等をハローワークと協働して実施している。 ○ 保育の現場での仕事に興味がある方へ、求人情報や研修等イベント情報の情報提供を行っている。
合計	322	114		

2 認定こども園における教育・保育の一体的提供と推進体制

(1) 認定こども園への移行に必要な整備等の促進

施策等 (担当課)	令和2年度 本県の具体的取組	課題等	令和3年度の取組予定
保育所等整備交付金 (子育て支援課)	令和2年度 本県の具体的取組 目的 保育所、認定こども園（保育所機能部分）等の施設整備に要する費用の一部を補助し、保育所等待機児童の解消等を図る。 ② 実施状況・成果等 ・保育所等整備：13市町 22施設 ・防音壁整備：1市 2施設	市町村の計画的な整備に 対応するための十分な予 算（国費）を確保する必 要がある。	令和3年度の取組予定 ・保育所等整備 10市町（2市） 20施設（2施設） ※（ ）は、令和2年度からの繰越
子ども・子育て支 援総合対策事業 (子育て支援課)	認定こども園施設整備事業 ① 認定こども園（幼稚園機能部分）の施設整備に要する費用の 一部を補助し、子どもを安心して育てることができ 整備を図る。成果等 ② 実施状況・成果等 ・認定こども園整備：8市町 13施設	市町村の計画的な整備に 対応するための十分な予 算（国費）を確保する必 要がある。	○ 認定こども園整備事業 ・認定こども園整備 7市 11施設
安心こども基金 総合対策事業 (子育て支援課)	保育所等緊急整備事業 1 ① 認定こども園（保育所機能部分）の施設整備に要する費用の 一部を補助し、子どもを安心して育てることができ 整備を図る。成果等 ② 実施状況・成果等 2市 2施設 2 ① 認定こども園整備事業 ② 認定こども園（幼稚園機能部分）の施設整備に要する費用の 一部を補助し、子どもを安心して育てることができ 整備を図る。成果等 ② 0市 0施設	平成20～27年度に基金 を造成し、平成21～保 和2年度に施設整備を令 行つたが、現在は、保 育所等整備交付金、認 定こども園施設整備交 付金にシフトしている。	-

＜参考＞ 保育所等の整備状況

	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度※		R元年度※		R2年度※		R3年度※ (計画)		計
	H26 繰越	H27	H27 繰越	H28	H28 繰越	H29	H29 繰越	H30	H30 繰越	R元	R元 繰越	R2	R2 繰越	R3	
整備箇所数	8	17	12	16	8	22	2	30	9	28	8	11	9	6	186
うち定員増を伴う整備箇所数	6	14	7	12	4	16	2	14	4	16	4	5	6	3	113
整備に伴う定員増人数(人)	130	587	146	549	63	527	63	488	48	685	41	145	113	180	3,765

(2) 教育・保育に従事する者の確保と資質の向上

ア 確保方策

施策等 (担当課)	令和2年度 本県の具体的取組	課題等	令和3年度の取組予定
保育教諭の人材育成 (子育て支援課)	<p>〈1〉 目的 認定こども園制度への円滑な移行・促進を図るため、幼稚園教諭免状を有する者の保育士資格取得特例制度及び保育士資格を有する者の幼稚園教諭免状取得特例制度の利用を促すと ともに、補助制度の利用促進を図る。</p> <p>〈2〉 実施状況・成果等 (補助制度) 保育士資格取得支援事業 0人 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業 33人</p>	<p>特例制度は、令和6年度末までとなつていくことから、制度利用を促進する必要がある。</p>	<p>保育士の人材育成 引き続き特例制度利用の周知を促すとともに、補助制度の利用促進を図る。</p> <p>保育士資格等取得支援事業 12人 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業 90人</p>

施策等 (担当課)	令和2年度 本県の具体的取組	課題等	令和3年度の取組予定
保育士の人材育成 (保育士修学資金 貸付等事業) 子育て支援課	1 保育士修学資金貸付 <1> 目的 保育士養成施設卒業後、鹿児島県内において保育業務に従事しやすくなることにより、保育士の養成確保を図る。 <2> 対象者 指定保育士養成施設に在学する学生 貸付人数 50人 <3> 実施状況・成果等 2 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付 <1> 目的 学児を持つ保育士に対し当該保育士の子どもの保育料の一部を貸し付けることにより、保育士の確保を図る。 <2> 対象者 ※保育士として週20時間以上勤務 ① 未就学児を持つ保育士であって県内の保育所等に新たに勤務する者 ② 保育所等に雇用されている未就学児を持つ保育士であり、産後休暇又は育児休業から復帰する者 貸付人数 1人 <3> 実施状況・成果等 3 就職準備金貸付 <1> 目的 潜在者として、保育士としての週20時間以上勤務 <2> 対象者 ※保育士として週20時間以上勤務 ① 保育所等を退職した者や勤務経験の無い者 ② 保育所等に新たに勤務する者 貸付人数 2人 <3> 実施状況・成果等	保育士人材確保のため、保育士の新規取得者の確保や保育士の再就職の防止、潜在保育士の支援が必要である。	令和3年度の取組予定 1 保育士修学資金の貸付実施 ・ 貸付人数 50人 ・ 貸付金額 1人160万円以内 2 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付の実施 ・ 貸付人数 4人 ・ 貸付金額 月額27,000円以内 3 就職準備金の貸付実施 ・ 貸付人数 4人 ・ 貸付金額 20万円以内
保育士の人材バンク (保育士人材バンク 事業) (子育て支援課)	<1> 目的 県内の待機児童の解消を図るため、県が行う保育士登録の仕組みを活用した「鹿児島県保育士人材バンク」を設置し、保育士人材確保に取り組みむ市町村に対して必要な情報を提供する。 <2> 実施状況・成果等 令和3年3月31日現在の登録者数 303人	登録者数の拡大を図るため、県内の潜在保育士や新規保育士登録者に関する必要がある。	「保育士人材バンク」の設置・運営 ・ 「鹿児島県保育士人材バンク」WEBシステムの運営・管理 ・ 市町村との業務提携 ・ 潜在保育士に対する「保育士人材バンク」への登録勧奨

施策等 (担当課)	令和2年度 本県の具体的取組	課題等	令和3年度の取組予定
保育士の再就職支援 (子育て支援課)	<p>〈1〉 目的 再就職を希望する潜在保育士に対し、県下各地域の最新の求人 情報を個別に提供するとともに、保育士講座、保育体験を実施 した。</p> <p>〈2〉 実施状況・成果等 ・情報提供回数：2回 対象者数：1回目781人、2回目752人 ・保育士講座（鹿児島市）参加者：17人 ・保育体験（鹿児島市）参加者：1人</p>	再就職を希望する潜在保育士の掘り起こしに引きあ 続き取り組む必要がある。	保育士の再就職支援 ・保育士の再就職支援の開催 ・復職支援研修会の開催 ・保育体験の開催
保育士等の処遇改善 (子育て支援課)	<p>〈1〉 目的 高い質の保育を安定的に供給していくために、やりが いを持つ等々の処遇改善を図る。</p> <p>〈2〉 実施状況・成果等 ○処遇改善等加算を積んだ職員への加算 ・分野別5千円（上限）アップ ・副主任保育士等 月額4万円（上限）アップ 【キャリアパス構築の促進】 ○保育士の職場いきいき改善セミナー ・魅力ある職場づくり講座 受講者：58人 受講者：72人</p>	保育士等の処遇改善を図るため、引き続き必要がある。 保育士等の処遇改善を図る必要がある。	【処遇改善等加算の活用促進】 ○処遇改善等加算を積んだ職員への加算 ・分野別5千円（上限）アップ ・副主任保育士等 月額4万円（上限）アップ 【キャリアパス構築の促進】 ○保育士の職場いきいき改善セミナー ・魅力ある職場づくり講座

イ 地域子ども・子育て支援事業等に従事する者の確保と資質の向上に対する支援

施策等 (担当課)	令和2年度 本県の具体的取組	課題等	令和3年度の取組予定																																	
<p>子育て支援員研修 (子育て支援課)</p>	<p>令和2年度 本県の具体的取組</p> <p>〈1〉 目的 地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、研修を実施し、子ども・子育て支援新制度において創設された「子育て支援員」の養成を図る。 ア 実施状況・成果等 通常開催日：令和2年10月20日～令和3年2月19日のうち ・実施地区：鹿児島・鹿屋</p> <p>イ 追加開催日 ・実施日：令和3年2月1日～令和3年3月6日のうち ・実施地区：鹿児島・奄美</p> <p>実施コース等：</p> <table border="1" data-bbox="783 1003 1082 1821"> <thead> <tr> <th>実施地区</th> <th>研修内容</th> <th>受講者数</th> <th>修了者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">鹿児島</td> <td>基本研修</td> <td>497</td> <td>495</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">地域保育 コース</td> <td>地域型保育</td> <td>98</td> <td>405</td> </tr> <tr> <td>一時預かり事業</td> <td>31</td> <td>134</td> </tr> <tr> <td>ファミリー・ホト・センター事業</td> <td>17</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td>放課後児童コース</td> <td>54</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>社会的養護コース</td> <td>35</td> <td>63</td> </tr> <tr> <td>地域子育て支援事業・基本型</td> <td>実施なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用者支援事業・特定型</td> <td>19</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>地域子育て支援拠点事業</td> <td>38</td> <td>77</td> </tr> </tbody> </table>	実施地区	研修内容	受講者数	修了者数	鹿児島	基本研修	497	495	地域保育 コース	地域型保育	98	405	一時預かり事業	31	134	ファミリー・ホト・センター事業	17	56	放課後児童コース	54	105	社会的養護コース	35	63	地域子育て支援事業・基本型	実施なし		利用者支援事業・特定型	19	61	地域子育て支援拠点事業	38	77	<p>県内の実情や子育て支援員の研修の二一歩が、高いことを踏まえ、引き続き、研修機会の確保を図る。</p>	<p>子育て支援員研修の実施 (一部オンライン研修にて実施) 【県】 ○実施地区：鹿児島・鹿屋 ○実施コース：鹿児島・鹿屋 ・地域型保育コース ・放課後児童コース ・社会的養護コース ・地域子育て支援コース</p>
実施地区	研修内容	受講者数	修了者数																																	
鹿児島	基本研修	497	495																																	
	地域保育 コース	地域型保育	98	405																																
		一時預かり事業	31	134																																
		ファミリー・ホト・センター事業	17	56																																
	放課後児童コース	54	105																																	
	社会的養護コース	35	63																																	
	地域子育て支援事業・基本型	実施なし																																		
	利用者支援事業・特定型	19	61																																	
	地域子育て支援拠点事業	38	77																																	

施策等 (担当課)	令和2年度 本県の具体的取組	課題等	令和3年度の取組予定
<p>放課後子ども総合推進事業 [放課後児童支援員の認定資格研修] (子育て支援課)</p>	<p>目的 放課後児童クラブの量の拡大と質の向上を図るため、放課後児童の「支援の単位」ごとに、2人以上配置が必要とされ、放課後児童支援員の資格を認定する。</p> <p>＜2＞実施状況・成果等 放課後児童支援員の認定者 406人 [資格要件：研修の修了] ・第1回鹿島会場(9/17～9/21) 資格取得者 116人 ・第2回鹿島会場(11/19～11/23) 資格取得者 86人 ・第3回鹿島会場(2/7～2/11) 資格取得者 113人 ・霧島会場(10/16～10/20) 資格取得者 53人 ・鹿屋会場(1/12～1/16) 資格取得者 38人</p>	<p>資格取得者をより多く確保するため、引き続き、研修機会を確保する必要がある。</p>	<p>放課後児童支援員認定資格研修の実施 ・霧島会場(12/13～12/17) 100人 ・鹿屋会場(1/26～1/30) 150人 ・北薩会場(10/30～10/31, 11/2～11/4) 100人 ・南薩会場(12/4～12/8) 60人 ・鹿屋会場(1/14～1/15, 1/17～1/19) 60人 ・始良会場(2/10, 2/12～2/15) 60人</p>
<p>地域子ども・子育て事業子ども総研 [放課後支援プラットフォーム] (子育て支援課)</p>	<p>目的 放課後児童及び技術の習得並びに課題や事例の向上を図るため、必要な知識及び技術の習得並びに課題や事例の向上を図るための研修を行う。</p> <p>＜2＞実施状況・成果等 放課後児童支援員等現任研修の実施 【初任者(経験3年未満)】 ・日時・場所 県民交流センター 10月11日 修了者 117人 11月8日 村舛エルビュールかごしま 修了者 68人 【中堅者(経験3年以上)】 ・日時・場所 県民交流センター 12月20日 修了者 94人 1月24日 村舛エルビュールかごしま 修了者 45人</p>	<p>受講希望者全員が受講でき、引き続き研修機会を確保する必要がある。</p>	<p>放課後児童支援員等現任研修の実施 【初任者(経験3年未満)】 ・日時・場所 県民交流センター 7月25日 150人 1月9日 国分シビックセンター 100人 【中堅者(経験3年以上)】 ・日時・場所 SSプラザさんだい 11月14日 100人 12月19日 県民交流センター 150人</p>

ウ 幼稚園教諭・保育士に対する研修の実施

施策等 (担当課)	令和2年度 本県の具体的取組	課題等	令和3年度の取組予定
<p>幼稚園新規採用教員研修会 (義務教育課) (子育て支援課)</p>	<p>令和2年度 本県の具体的取組</p> <p>〈1〉 目的 幼稚園新規採用教員に対する研修</p> <p>〈2〉 実施状況・成果等 新型コロナウイルス感染症の影響により年2回の実施となつた。</p> <p>① 4/16 (中止) ② 5/29 (中止) ③ 9/24～9/25 公立幼稚園(3人) 公立幼稚園以外(70人) ④ 11/12～11/13 " " (3人) (82人)</p>	<p>職務遂行に必要な事項等を習得するため、引き続き新規採用教員の研修機会を確保する必要がある。</p>	<p>幼稚園新規採用教員研修会の実施</p> <p>年4回実施 ① 4/15 ② 6/4 ③ 7/6～7/7 ④ 11/25～11/26</p>
<p>幼稚園中堅教諭等 資質向上研修 (義務教育課) (子育て支援課)</p>	<p>〈1〉 目的 在職期間が10年に達した公立幼稚園教諭に対して、個々の適正等に応じた資質向上を図る。</p> <p>〈2〉 実施状況・成果等 実施日：令和2年7月27日～7月30日 実施場所：県総合教育センター 参加人数：3人</p>	<p>個々の適性等に応じた資質向上を図るため、引き続き中堅教諭等の研修機会を確保する必要がある。</p>	<p>幼稚園中堅教諭等資質向上研修の実施</p> <p>実施日：7/26～7/29 参加人数：3人</p>
<p>保育教諭等研修 (認定こども園等 の向上のための研 修事業) (子育て支援課)</p>	<p>〈1〉 目的 保育と保育の一体的提供などにも園の保育教諭等の質の向上を図る。</p> <p>〈2〉 実施状況・成果等 実施日：令和2年11月10日～11月11日 実施場所：マリパレスかごしま 参加人数：11月10日(94人)、11日(97人) 研修内容：①絵本の魅力 ②子ども達の日々の充実のために～withコロナで気づいたこと～ ③保護者への対応と関わり ④特別な支援が必要な幼児への対応 ⑤0～2歳の発達と教育・保育について ⑥感染症とその対応</p>	<p>幼保連携型認定こども園の保育教諭等の質の向上を図るため、引き続き現場の実状に対応した研修を行う必要がある。</p>	<p>保育教諭研修</p> <p>・実施時期：令和3年11月頃</p>

施策等 (担当課)	令和2年度 本県の具体的取組	課題等	令和3年度の取組予定
保育所特別保育等 研修 (保育所特別保育 等研修事業) (子育て支援課)	令和2年度 本県の具体的取組 <1> 目的 保育所職員等の資質向上を図る。 <2> 実施状況・成果等 オンライン開催 ・実施日：令和3年2月24日～3月15日 ・参加人数：161人 ・研修内容：①事故防止 ②感染予防	保育所職員等の資質向上 を図るため、引き続き等の 事故防止や感染症予防等の 研修を行う必要がある。	保育所特別保育等研修の実施 ・実施時期：令和4年2月頃
保育士等キャリア アップ研修 (子育て支援課)	<1> 目的 リーダー的な役割を担う保育士等に対し、厚生労働省の処遇 改善加算の要件であるキャリアアップ研修を実施し、専門性の向 上を図るとともに、保育の質を高める。 <2> 実施状況・成果等 保育士等キャリアアップ研修の実施 (新型コロナウイルス対策として、一部オンラインに て実施) ・指定機関実施分 修了者数：946人 ・県委託分 実施回数：13回 修了者数：1,086人 実施回数：11回 修了者数：1,086人	保育士等キャリアアップ 研修は、処遇改善加算の 要件となっており、段階 的に令和5年度から引られ ることを踏まえ、引き続 き研修機会を確保する必 要がある。	保育士等キャリアアップ研修の実施 ・指定機関実施分 定員数：3,146人 ・県委託分(オンラインにて実施) 実施回数：7回 定員数：1,400人
医療的ケア児等受 入体制構築促進事 業(子育て支援課)	<1> 目的 医療的ケア児に関する正しい知識や医療的ケア児を保育所等に 受け入れるための対応方法について理解を図るためのセミナーを 実施。 <2> 実施状況・成果等 ・対象者：保育所等の職員や市町村の担当職員 ・参加人数：168人 ・日時：令和2年10月2日 ・場所：かごしま県民交流センター	県内の保育所等における 医療的ケア児受入につい ての不安を払拭し、保 育所等における受入を促 進するため、引き続き意 識啓発を行う必要があ る。	医療的ケア児に関する正しい知識や 医療的ケア児を保育所等に受け入れ るための対応方法について理解を 図るためのセミナーの実施 ・対象者：保育所等の職員や市町村 の担当職員 ・定員数：800人 ・オンラインで配信にて実施予定

3 地域子ども・子育て支援事業の推進

<p>施策等 (担当課)</p> <p>地域子ども・子育て支援事業 (子育て支援課)</p>	<p>令和2年度 本県の具体的取組</p> <p><1> 目的 市町村が地域の実情に 対する子育て支援の 総合的な提供を 確保する <2> 実施状況・成果等 次頁のとおり</p>	<p>課題等</p> <p>市町村計画の目標に到達 できず、市町村に 対し、積極的な働き かけが必要がある。</p>	<p>令和3年度の取組予定</p> <p>地域の実情に応じ、市町村が地域 子ども・子育て支援事業を実施</p>
--	---	--	---

地域子ども・子育て支援事業の実施状況（令和2年度）

事業名	計画市町村数	実施市町村数	実施箇所数	事業内容
利用者支援事業	29市町村	29市町村	51か所	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
延長保育事業	33市町	31市町	457か所	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定子ども園、保育所等で保育を実施する事業です。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	19市町	14市町		保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	3市町	2市	2か所	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する事業です。
放課後児童健全育成事業	40市町村	41市町村	634か所	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
子育て短期支援事業	24市町村	14市町	ショートステイ32か所 トワイライトステイ2か所	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。
乳児家庭全戸訪問事業	35市町村	33市町村		生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行う事業です。
養育支援訪問事業	22市町村	17市町村		養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育が適切に行われるよう、養育に関する指導・助言等を行う事業です。
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	5市町	4市町		子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）に携わる職員の専門性向上（研修の受講等）などの取組を行う事業です。
一時預かり事業	36市町村	34市町村	388か所	保育所等を利用していない家庭において、日常生活上の突発的な事情等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。
地域子育て支援拠点事業	38市町村	38市町村	111か所	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
病児保育事業	25市町	23市町	78か所	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。
ファミリーサポートセンター事業	20市町	20市町	20か所	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい者と、当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

※ 実施箇所数については、事業の実施箇所を記載

令和2年度 地域子ども・子育て支援事業 市町村別実績一覧

(各市町村集計)

		① 利用者 支援事業	② 延長保 育事業	③ 実費徴収 に伴う補 足給付を 行う事業	④ 多様な事業 者の参入 促進・能力 活用事業	⑤ 放課後 児童健全 育成事業	⑥ 子育て 短期支 援事業	⑦ 乳児家 庭全戸事 業	⑧ 養育支 援訪問 事業	⑨ 子どもを 守る地域 ネットワーク 機能強化事 業	⑩ 地域子 育て支 援拠点 事業	⑪ 一時預 かり事 業	⑫ 病児保 育事業	⑬ 子育て 援助活 動事業
1	鹿 児 島 市	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	
2	鹿 屋 市	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	
3	枕 崎 市	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	
4	阿 久 根 市	○	○			○	○	○		○	○			
5	出 水 市	○	○			○	○	○		○	○	○	○	
6	指 宿 市	○	○			○	○	○		○	○	○	○	
7	西 之 表 市			○		○		○		○	○		○	
8	垂 水 市	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	
9	薩摩川内市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	
10	日 置 市	○	○			○	○	○		○	○	○		
11	曾 於 市	○	○			○		○		○	○			
12	霧 島 市	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	
13	い ち ぎ 車 木 野 市	○	○			○	○	○		○	○	○	○	
14	南さつま市	○	○	○		○	○	○		○	○		○	
15	志 布 志 市	○	○			○	○	○		○	○	○	○	
16	奄 美 市	○	○			○	○	○		○	○	○	○	
17	南 九 州 市	○	○	○		○		○	○	○	○		○	
18	伊 佐 市	○	○			○	○	○		○	○	○	○	
19	始 良 市	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	
20	三 島 村									○				
21	十 島 村	○								○				
22	さ つ ま 町	○	○			○	○			○	○	○		
23	長 島 町		○			○				○	○			
24	湧 水 町		○			○	○			○			○	
25	大 崎 町	○	○			○	○	○		○	○			
26	東 串 良 町		○			○	○			○				
27	錦 江 町	○	○	○		○		○		○	○	○		
28	南 大 隅 町		○			○				○	○	○		
29	肝 付 町	○	○	○		○	○	○		○	○	○		
30	中 種 子 町			○		○	○	○		○	○			
31	南 種 子 町				○	○				○	○			
32	屋 久 島 町	○	○			○	○	○			○			
33	大 和 村					○								
34	宇 検 村	○				○	○	○						
35	瀬 戸 内 町	○		○		○		○		○	○			
36	龍 郷 町	○				○							○	
37	喜 界 町		○			○				○	○			
38	徳 之 島 町		○			○				○	○	○	○	
39	天 城 町					○				○	○	○		
40	伊 仙 町					○		○			○	○		
41	和 泊 町		○			○		○	○	○		○	○	
42	知 名 町	○				○	○	○		○		○		
43	与 論 町	○	○			○		○		○	○	○		
	実績合計 (市町村)	29	31	14	2	41	14	33	17	4	38	34	23	20